

10.14 日照阻害

10.14 日照障害

施設の存在に伴い、日照障害の影響が考えられるため、日影の変化の程度について予測、評価を行った。

10.14.1 調査

(1) 調査内容

① 日影の状況

調査項目は、各季節において日影となる時刻、時間数とした。

② その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、地形、住宅の分布状況及び土地利用の状況とした。

(2) 調査方法

① 既存資料調査

地形、住宅の分布状況及び土地利用の状況の調査は、地形図、土地利用現況図等の既存資料を整理した。

日影となる時刻、時間数については、太陽の方位角、高度角に基づき机上検討により把握した。

② 現地調査

現地踏査により、地形、工作物の状況等を把握した。

(3) 調査地域及び地点

調査地域は、日影の影響が生じる可能性のある計画区域及び周辺地域とした。

(4) 調査期間及び頻度

① 既存資料調査

既存資料調査の調査期間及び調査頻度は、入手可能な最新年とした。

② 現地調査

調査時期は、以下に示すとおりとした。

- ・令和元年12月20日（冬至日）

(5) 調査結果

① 日影の状況

既存資料によると、計画区域内には、教育施設や事業場が立地しているが、各季節において計画区域周辺に著しい日影を及ぼす建物等は存在しない。

② その他の予測・評価に必要な事項

ア. 地形・地質

「第3章 3.2 自然的状況 3.2.4 地形及び地質の状況 (1)地形の状況」に示したとおりであり、計画区域は火山灰台地であり、計画区域南東の小畔川及び下小畔川に沿って、谷底平野となっている。

イ. 住宅の分布状況

「第3章 3.1 社会的状況 3.1.5 学校、病院、その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況 (2)住宅の分布状況」に示すとおりであり、計画区域及び周辺地域においては、計画区域南側の第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域に住宅が分布している。

ウ. 土地利用の状況

(ア) 既存資料調査

「第3章 3.1社会的状況 3.1.2土地利用の状況 (2)土地利用計画の状況」に示したとおりであり、計画区域は都市地域、市街化調整区域、農業地域及び農用地区域に位置しており、周囲には森林地域、地域森林計画対象民有林がみられる。

(イ) 現地調査

計画区域の現況は、主に教育施設、野球グラウンド等が立地しており、計画区域周辺に著しい日影を及ぼす建物等は存在しない。

計画区域及び周辺の状況は写真10.14-1(1)～(4)に、位置は図10.14-1に示すとおりである。



写真10.14-1(1) 計画区域東側の住宅地の様子



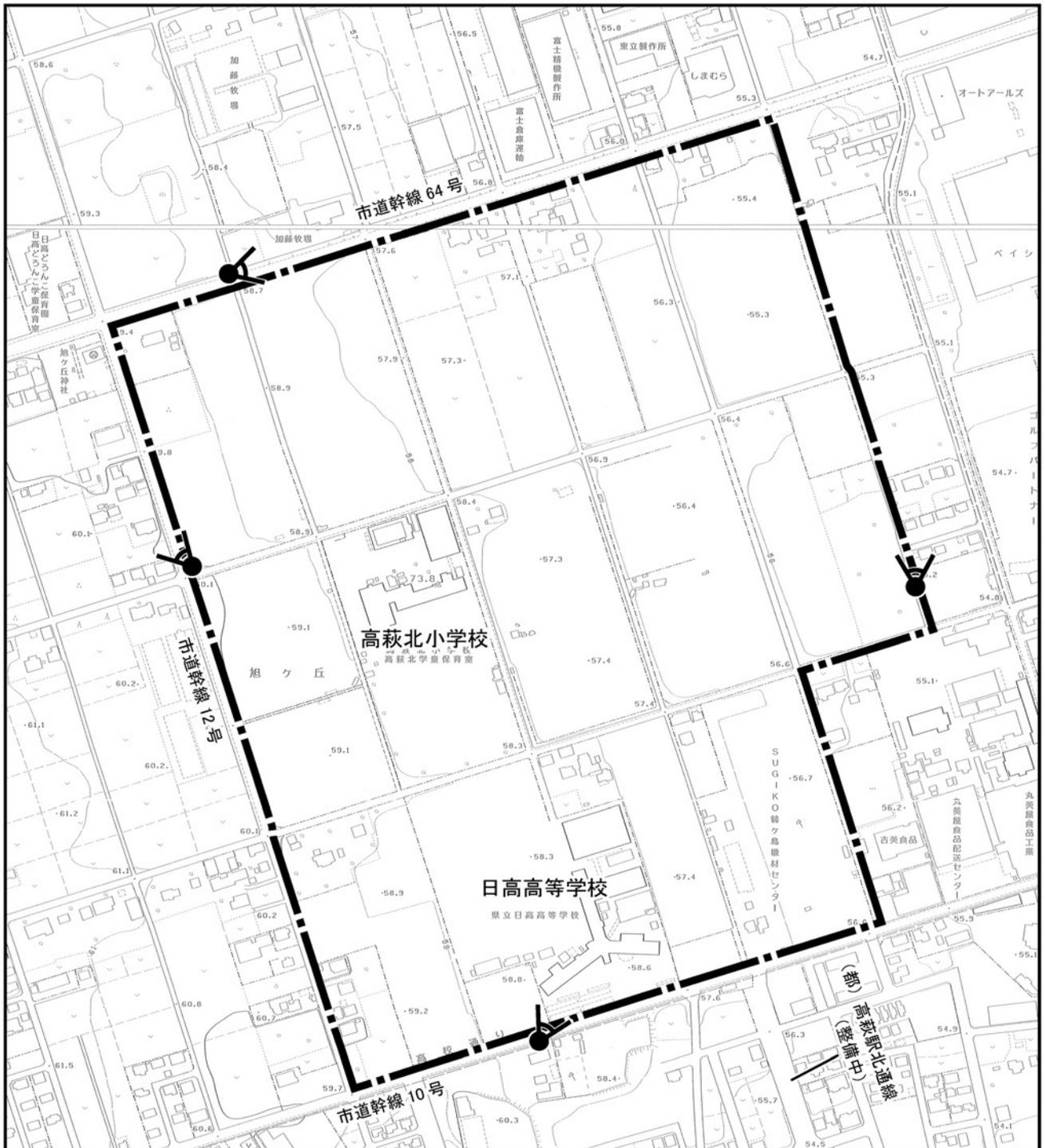
写真10.14-1(2) 計画区域西側の住宅地の様子



写真10.14-1(3) 計画区域南側の教育施設の様子



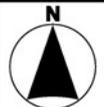
写真10.14-1(4) 計画区域北側の観光牧場の様子
(撮影日：令和元年12月20日)



凡 例

-  計画区域
-  写真撮影地点位置

図10.14-1 写真撮影地点位置図



10.14.2 予測

(1) 予測内容

予測項目は、周辺の住宅及び学校等への日影の変化の程度とした。

(2) 予測方法

計画建物による日影の状況をコンピューターシミュレーションにより、1時間ごとの日影の範囲を計算し、時刻別日影図及び等時間日影図を作成し予測した。

(3) 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とした。

(4) 予測時期

予測時期は、供用後の各進出企業の施設完成後における春分、夏至、秋分及び冬至の4季とした。

(5) 予測条件

予測条件は、表10.14-1に示すとおりである。

進出予定企業の計画建物規模については図10.14-2に示すとおりであり、事業特性を踏まえ、工業地域及び準工業地域（指定建ぺい率60%、指定容積率200%）の指定を前提に想定した。

表10.14-1 日影の予測条件

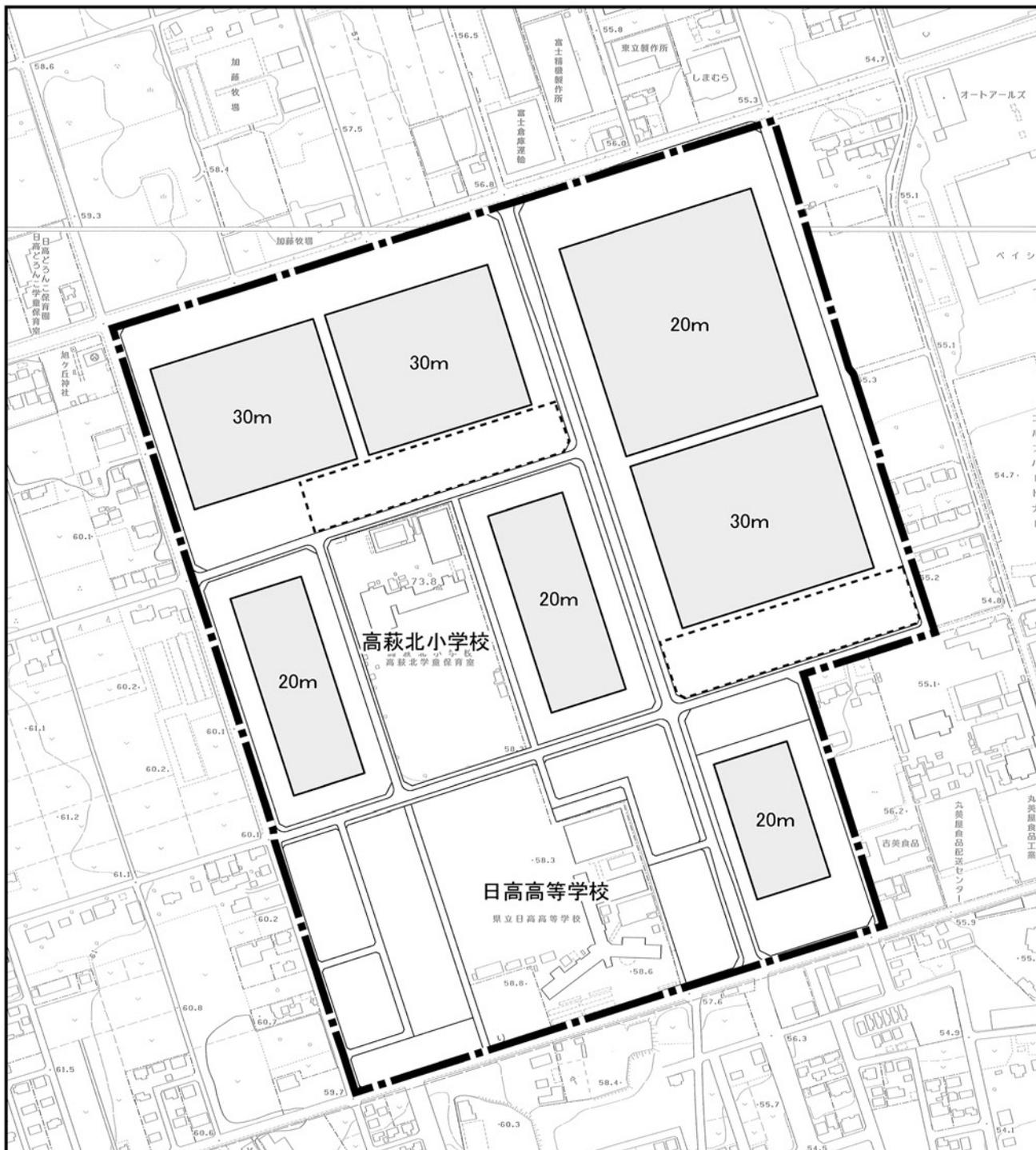
項目	条件
予測時点	計画建物が完成した時点
予測対象時期	供用時の春分、夏至、秋分及び冬至日
対象時間	8時～16時
予測時期の緯度	北緯：35° 54' 42"、東経：139° 22' 5"
建物位置及び形状	図10.14-2参照。
建物高さ	建物1-①、1-②、2-②：30m 建物2-①、3-①、4-①、5-①：20m
受影面高さ	+4m

(6) 予測結果

計画建物による時刻別日影図は図10.14-3に、等時間日影図は図10.14-4に示すとおりである（春分、夏至、秋分の結果は、資料編参照。）。

冬至日における進出企業の建築物による日影は、8時には最大で敷地境界から北東に約140m、16時には最大で敷地境界から東に約150mまで及ぶと予測する。

また、進出企業の建築物による等時間日影図によると、計画区域の北側及び東側の建物に1時間以上2時間未満の影がかかると予測する。

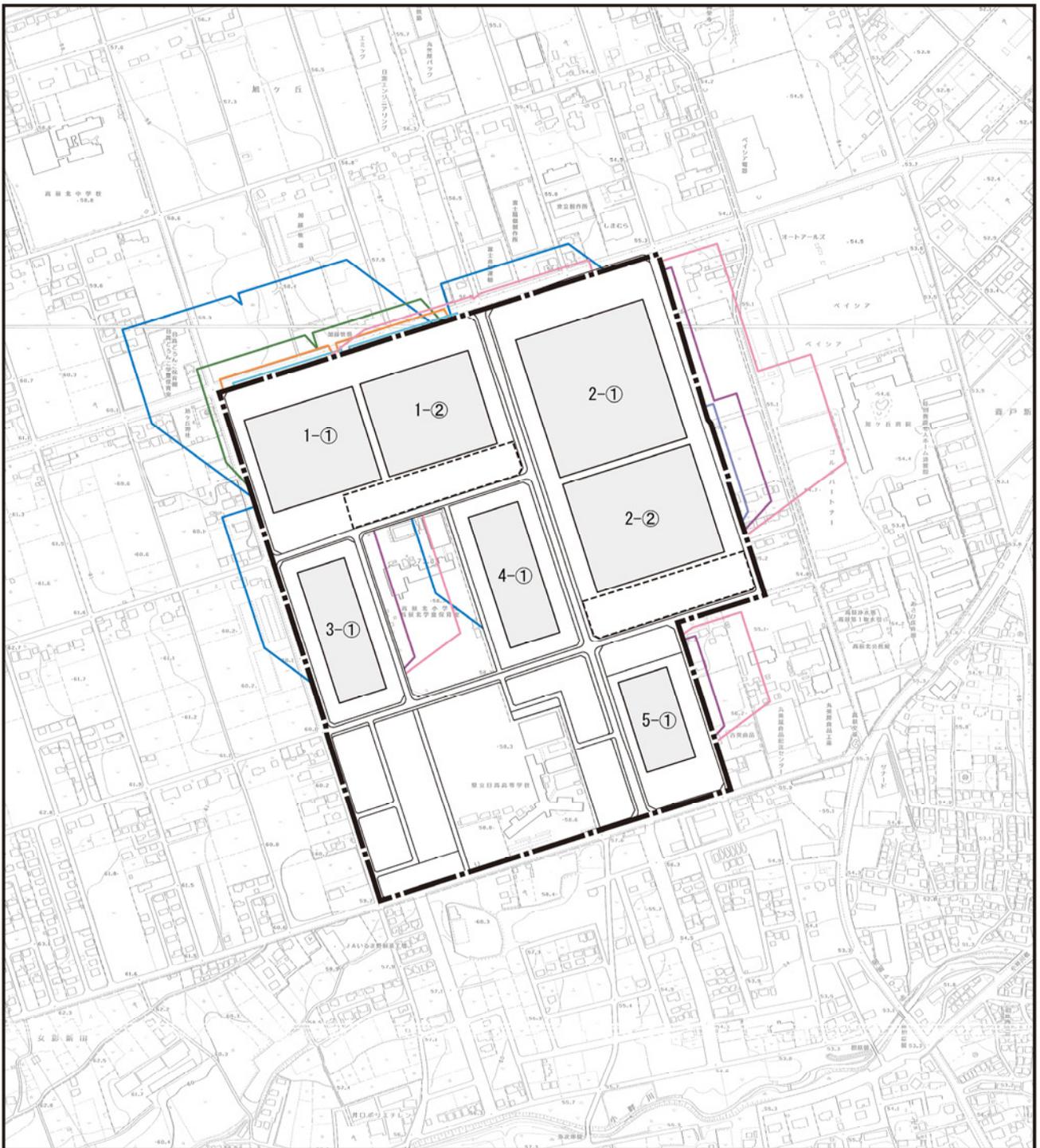


凡 例

- 計画区域
- 想定計画建物

図10.14-2 想定建物配置図





凡 例

- | | | |
|----------|--------|--------|
| --- 計画区域 | 8時の日影 | 13時の日影 |
| | 9時の日影 | 14時の日影 |
| | 10時の日影 | 15時の日影 |
| | 11時の日影 | 16時の日影 |
| | 12時の日影 | |

図10.14-3 時刻別日影図(冬至)

0 50 100 200m



10.14.3 評価

(1) 評価方法

① 回避・低減の観点

施設の存在に伴う日影への影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているかどうかを明らかにした。

② 基準・目標等との整合の観点

整合を図るべき基準等は、表10.14-2,3に示すとおりであり、基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表10.14-2 建築基準法による規制

項目	整合を図るべき基準等
施設の存在に伴う日影への影響	<p>【埼玉県中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱（昭和53年10月、埼玉県）】</p> <ul style="list-style-type: none">・第3 建築主及び近隣関係者の責務の3 建築主及び近隣関係者（中高層建築物の敷地境界線からの距離が、当該中高層建築物の高さの2倍を超えない範囲内であり、かつ、建築基準法第56条の2第1項の水平面上において、当該中高層建築物の影響によって、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に直接日影となる部分を有する建築物であって居住の用に供するものの所有者、管理者又は居住者をいう。以下同じ。）は、中高層建築物の建築に関し紛争が生じた時は、自主的に解決するよう努めるものとする。・第4 標識の設置 建築主は、都市計画法による許可が必要な場合にあつては当該申請書、その他の場合にあつては建築基準法による許可又は確認等の申請書を提出する日のおおむね30日前までに、中高層建築物の敷地内の公衆の見やすい場所に、標識を設置するものとする。・第5 近隣関係者に対する説明の実施 建築主は、第4の標識を設置した後、速やかに、近隣関係者に対し、当該中高層建築物の建築計画及び当該中高層建築物が完成した後における日照その他周辺地域の建築物に及ぼす影響について、十分説明を行うものとする。

表10.14-3 日高市の建築形態規制

用途地域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	高さ 制限 (m)	日影規制				平均地盤面 からの高さ
				法別第 四(に)欄	制限される範囲		制限され る建築物	
					5~10m	10m~		
第一種低層 住居専用地域	50	80	10	(一)	3時間	2時間	軒高が7mを 超える建築 物又は、地 上3階以上 の建築物	1.5m
	50	100	10	(二)	4時間	2.5時間		
	60	100	10	(二)	4時間	2.5時間		
第二種低層 住居専用地域	60	100	10	(二)	4時間	2.5時間	高さが10m を超える 建築物	4m
第一種中高層 住居専用地域	60	150	—	(一)	3時間	2時間		
	60	200	—	(二)	4時間	2.5時間		
第二種中高層 住居専用地域	60	150	—	(一)	3時間	2時間		
	60	200	—	(二)	4時間	2.5時間		
第一種住居地域	60	200	—	(一)	4時間	2.5時間		
第二種住居地域	60	20	—	(一)	4時間	2.5時間		
準住居地域	60	200	—	(一)	4時間	2.5時間		
近隣商業地域	80	200	—	(二)	5時間	3時間		
商業地域	80	400	—	—	—	—		
準工業地域	60	200	—	(二)	5時間	3時間		
工業地域	60	200	—	—	—	—	—	
工業専用地域	60	200	—	—	—	—	—	
市街化調整区域	50	80	—	(一)	3時間	2時間	軒高が7mを 超える建築 物又は、地 上3階以上 の建築物	4m
	50	100	—	(二)	4時間	2.5時間		
	60	100	—	(二)	4時間	2.5時間	高さが10m を超える 建築物	
	60	200	—	(三)	5時間	3時間		
	60	200	—	(三)	5時間	3時間		

(2) 評価結果

①回避・低減の観点

施設の存在に伴う日影への影響が予測されるが、表10.14-4に示す環境保全措置を講じることによって、周辺環境への影響低減に努める。

このことから、施設の存在に伴う日影への影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。

表 10.14-4 環境保全措置の内容

影響要因	影響	環境保全措置	措置の区分	実施主体
施設の存在	日照阻害	進出企業に対し、日影の影響に配慮した建物配置、形状にするよう指導していく。	低減	事業者
		「埼玉県中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱」に定められる中高層建築物を建設する場合には、適切な対応を行うよう指導する。		

②基準・目標等との整合の観点

冬至日における進出企業の建築物による時刻別日影は、「日高市の建築形態規制」における日影規制を満足している。

また、表10.14-4に示した環境保全措置を講じていくことから、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。

